

こうどう薬局の設備・機能及び処方箋応需にあたって提供するサービスの概要

- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、調剤基本料1を算定している薬局です。
- 当薬局は、患者さんやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。
- 当薬局は、患者さんごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。
- 当薬局は、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証を兼ねた調剤報酬の算定項目が記載された明細書を無料でお渡ししております。明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。
- 当薬局は以下の公費負担医療を取り扱っております。
 - ・生活保護法に基づく医療扶助
 - ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく医療給付
 - ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療給付
 - ・児童福祉法の規定に基づく医療給付
 - ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療給付
 - ・障害者総合支援法に基づく医療給付（育成医療・更生医療、精神通院医療）
- 当薬局は療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。
 - ・薬剤の容器代
 - 軟膏容器 50 g 以下 50円
 - 60 g 以上 60円
 - 点鼻容器 50円
 - ・長期収載品の選定療養費
2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。
詳しくは別掲示をご参照ください。
- 当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に積極的に対応し、医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。地域支援・医薬品供給対応体制加算1の算定が認められている薬局です。

- 当薬局は、電子処方箋に基づく調剤を行う体制等を整えており、電子的調剤情報連携体制整備加算の基準に適合する薬局です。オンライン資格確認システムを導入しており、患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの診療に必要な情報を同システムを通じて確認・活用し、適切な調剤を行っております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。

- 当薬局は、都知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けており、連携強化加算の基準に適合する薬局です。新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キット、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売を行っています。

- 当薬局は、処方箋による医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して薬学的管理及び服薬指導を行います。